

# ○共立蒲原総合病院組合行政不服審査会条例

〔平成28年3月28日〕  
〔条例第2号〕

(設置)

**第1条** 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項の規定に基づき、共立蒲原総合病院組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

**第3条** 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、事件ごとに管理者が委嘱する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

**第5条** 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

**第7条** 法第43条第1項の規定による諮問に応じ審査会が行う調査審議に係る手続

は、公開しない。

(庶務)

**第8条** 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

**第10条** 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。